

質 疑 ・ 回 答 書

令和5年（2023年）2月22日

発注番号	04BAY-2	件 名	地方税電子申告審査システムサービス利用
No.	質 疑 事 項	回	答
1	令和6年1月から稼働の特別徴収税額通知書の電子化対応について、この調達の範囲にふくまれますか？	はい、含まれております。	
2	6 ページ 17 端末入替時の設定作業について入替台数は 15 台程度を想定している。とありますが、現在計 10 台（審査 6 台、国税 2 台、テスト 2 台）から 5 台増設される予定ということでしょうか？	必要に応じて増設も考えておりますので、15 台程度対応できるようにお願いします。	
3	2 ページ 4 契約期間 サービス提供は令和 5 年 8 月 20 日からとする とありますが地方税共同機構のサービススケジュールは、8 月 21 日サービス開始となっております。ご確認ください。	ご指摘の通り、地方税共同機構の令和 5 年度導入スケジュールに則りましてサービス開始日は令和 5 年 8 月 21 日でした。仕様書を別添のとおり訂正いたします。	

枚方市 総務部 契約課

TEL : 072-841-1345、 FAX : 072-841-2015

ついて、審査サーバから庁内の審査（共通電子納税）クライアントへ取り込むことができること。

<連携対象データ>

対象サービス	連携対象データ
共通納税サービス	納付情報管理ファイル
	納付情報ファイル
	納付情報紐付けファイル

(5) アクセス操作ログ納品サービス

地方税の電子申告等の受付等にかかる審査システムサーバへのアクセス操作ログを納品するサービスをいう。なお、このサービスにおいては、以下の a～d の要件を満たすものとする。

- a. 審査システム専用端末機にて本市職員が操作を行った記録として、受注者側の審査システムサーバに出力されるアクセス操作ログを提供する。
- b. アクセス操作ログの提供は、発注者受注者間の総合行政ネットワーク（以下、「L GWANネットワーク」という。）を介した電子データ伝送により行うものとし、導入作業として電子データ伝送に必要な受注者側の環境を構築し、試験を実施すること。なお、発注者側の環境構築については発注者職員により行うものであるが、必要なアプリケーション等の資材、環境構築の手順書を提供するとともに作業が問題なく行えるよう、作業に関する支援を行うこと。
- c. 提供するアクセス操作ログについては、機構が定めるシステム仕様に基づいた e L T A X 審査システム・国税連携システムの標準機能により出力されるものとし、受注者側での内容の加工等を行わないこととする。
- d. アクセス操作ログのファイル形式はテキストファイルであること。提供は月次とし、受注者は毎月第3営業日を目処に前月分を用意すること。発注者側で構築した環境を使用した電子データ伝送による取得作業は発注者職員が行うものであり、毎月第4営業日以降に行うものとする。
また、スケジュールによる自動取得（連携）が実施可能であるものとする。

4 契約期間

契約期間は契約締結日から令和8年8月31日まで。

ただし、動作確認試験等の導入作業（以下「リプレース作業」という。）は令和5年8月16日までとし、サービス提供は令和5年8月~~20~~ 21日からとする。

5 支払い条件

リプレース作業に係る費用は月々の費用に含まれるものとする。

サービス利用に係る使用料（以下「使用料」という。）は、提供月の翌月に支払うものとする。ただし、初回については9月分からとする。

また、契約金額にしめる各年度の支払額の割合については、以下のとおりとする。